

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）本文の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第1 (略)	第1 (略)
第2 社会医療法人の認定要件	第2 社会医療法人の認定要件
1～5 (略)	1～5 (略)
6 公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係） (1) (略)	6 公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係） (1) (略)
(2) 医療法人の事業について（規則第30条の35の3第1項第2号関係） ① 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額 <u>（経常的なものに限る。）</u> （損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）が、 <u>全ての業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）</u> （損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額をいう。）の <u>100分の63</u> を超えること。	(2) 医療法人の事業について（規則第30条の35の3第1項第2号関係） ① 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額 (損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。) が、 <u>全費用の額</u> （損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額をいう。）の <u>100分の60</u> を超えること。
② <u>次に掲げる収入金額</u> の合計額が、 <u>医療保健業務に係る収入金額</u> （トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の <u>100分の80</u> を超えること。	② <u>社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）</u> に係る収入金額（ <u>労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）</u> に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね <u>100分の10</u> 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、 <u>健康増進法（平成14年法律第103号）</u> 第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）、 <u>予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）</u> 第2

条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。)に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。)並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額(損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。)の100分の80を超えること。

(新設)

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務(医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務(ホの保険給付に係る業務をいう。)及び障害福祉サービス等に係る業務(への給付費の支給等に係る業務をいう。)に限る。)であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」(令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知)において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

- (イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額
(ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）

ロ 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

△ 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額

ミ 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）

モ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）

△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

ト 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

なお、「健康増進事業に係る収入金額」は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

(イ)～(ヌ) (略)

③ (略)

④ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額
（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7～8 (略)

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～7 (略)

(新設)

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ～ヌ (略)

③ (略)

④ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7～8 (略)

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～7 (略)

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）の「添付書類 8」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
添付書類 8	添付書類 8
公的な運営に関する要件（医療法第 42 条の 2 第 1 項第 6 号）に該当する旨を説明する書類（事業）	公的な運営に関する要件（医療法第 42 条の 2 第 1 項第 6 号）に該当する旨を説明する書類（事業）
申請者名：_____	申請者名：_____
住 所：_____	住 所：_____
以下のとおり相違ありません。	以下のとおり相違ありません。
1 費用の額 の明細（規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号イ）	1 経費の額等 の明細（規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号イ）
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名
本来 業務に係る費用の額	業務に係る費用の額
全ての業務に係る 費用の額	全費用の額 (B)
割 合 ①/②	割 合 A/B
円	円
合 計	合 計
①	①
②	②
%	%
(記載上の注意事項)	(記載上の注意事項)
(1) 直近に終了した会計年度の 費用の額 について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。	(1) 直近に終了した会計年度の 診療 について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
(2) 本来 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の	(2) 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額

金額と一致すること。

- (3) 全ての業務に係る費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 医療保健業務に係る収入金額の明細 (規則第30条の35の3第1項第2号口)

○ 本来業務に係る収入金額の明細

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合
社会保険診療	円	円	円	円	%
労災保険診療					
健康診査					
予防接種					
助産					
介護事業					
障害福祉事業					
<u>補助金等</u>					
その他					
計					

と一致すること。

- (3) 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額 (規則第30条の35の3第1項第2号口)

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
社会保険診療	円	円	円	円	%
労災保険診療					
健康診査					
予防接種					
助産					
介護事業					
障害福祉事業					
その他					
計					

	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計		③	100.0%	

	障害福祉事業				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療		③	⑪	
	労災保険診療		④	⑫	
	健康診査		⑤	⑬	
	予防接種		⑥	⑭	
	助産		⑦	⑮	
	介護事業		⑧	⑯	
	障害福祉事業		⑨	⑰	
	その他		⑩		
	計				100.0%

○ 附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の明細

施設名	区分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から受 けた収入 金額	収入金額計	割合
	社会保険 診療	円	円	円	%
	労災保険 診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉 事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険 診療				
	労災保険 診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉 事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合計	社会保険				

診療				
労災保険				
診療				
健康診査				
予防接種				
助産				
介護事業				
障害福祉				
事業				
補助金等				
その他				
計			④	100.0%

○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額(医療保健業務に係るものに限る。)

の合計金額の明細

区分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から受 けた収入 金額	収入金額計	割合
社会保険 診療			⑤	⑯
労災保険 診療			⑥	⑯
健康診査			⑦	⑯
予防接種			⑧	⑯
助産			⑨	⑯
介護事業			⑩	⑯
障害福祉 事業			⑪	⑯
補助金等			⑫	⑯
その他			⑬	
計				100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、③が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- (2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、④及び⑪の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
合計	⑪ 円

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号口）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口②）

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合	円	高齢者の医療の確保	円

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号口）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合	円	高齢者の医療の確保	円

法		に関する法律	
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入 合計	⑬ 円

(記載上の注意事項)

- ⑦が⑬と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口③）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻しん	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入 合計	⑭ 円

(記載上の注意事項)

- ⑧が⑭と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口④）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に係る収入	⑮ 件	⑯ 円

法		に関する法律	
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入 合計	⑯ 円

(記載上の注意事項)

- ⑤が⑯と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻しん	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合 計	⑯ 円

(記載上の注意事項)

- ⑥が⑯と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑰ 件	⑱ 円

分娩件数 (25) × 50万円		26	円
------------------	--	----	---

(記載上の注意事項)

- ⑨が⑩又は⑪の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細

(規則第30条の35の3第1項第2号口⑤)

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入 合計	28 円

(記載上の注意事項)

- ⑩が⑪と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口⑥）

障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円

分娩件数 (20) × 50万円		22	円
------------------	--	----	---

(記載上の注意事項)

- ⑦が⑧又は⑨の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細

(規則第30条の35の3第1項第2号口)

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入 合計	23 円

(記載上の注意事項)

- ⑧が⑨と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円

特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉙ 円

(記載上の注意事項)

- ㉪が㉙と一致すること。

9 補助金等に係る収入金額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(7)）

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
合計	㉚ 円

(記載上の注意事項)

- 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。

- ㉫が㉚と一致すること。

特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉛ 円

(記載上の注意事項)

- ㉪が㉛と一致すること。

1.0 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

1.1 本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	<u>本来業務に係る収入金額(A)</u>	<u>本来業務に係る費用の額(B)</u>	割合 A/B
	円	円	%
			%
			%
合 計	⑪	⑫	%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。
- (2) 本来業務に係る収入金額の合計⑪が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- (3) 本来業務に係る費用の額の合計⑫が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

9 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

1.0 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	<u>医療診療により収入する金額(A)</u>	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		<u>医師、看護師等の給与</u>	<u>医療の提供に要する費用(投薬費を含む)</u>	合計 (B)	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合 計	⑯	⑰	⑱	⑲	%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 医療診療により収入する金額合計⑯が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- (3) 患者のために直接必要な経費の額合計⑲が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

○「特定医療法人制度の改正について」(平成15年10月9日医政発第1009008号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 改正の要点等</p> <p>1 改正後の要件</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ <u>次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額(gに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。)の100分の80を超えること。</u></p>	<p>第1 改正の要点等</p> <p>1 改正後の要件</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ <u>社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。)、予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成29年厚生労働省告示第314号)に定める予防接種に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るもの)を除く。)に係る収入</u></p>

金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

（新設）

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（への給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

- (a) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額
- (b) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額(医療保健業務に係るものに限る。)

a 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。)を含む。)

(新設)

b 健康増進事業(健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)

(新設)

c 予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三第
一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成29年厚生労働省告示第314号)に定める予防接種に係る収入金額

(新設)

d 助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)

(新設)

e 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）

（新設）

f 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

（新設）

g 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

（新設）

なお、「健康増進事業に係る収入金額」は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

(a)～(j) (略)

□ (略)

なお、健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

a～j (略)

□ (略)

ハ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

ニ (略)

(ii) (略)

2 手続等

(1)～(8)

第2～第3 (略)

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に1.5を乗じて得た額の範囲内であること。

ニ (略)

(ii) (略)

2 手続等

(1)～(8)

第2～第3 (略)

○「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第1～第2 (略) (別 表) 医療法人の附帯業務について 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。（医療法第42条各号） なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。	第1～第2 (略) (別 表) 医療法人の附帯業務について 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。（医療法第42条各号） なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。
医療法第42条	医療法第42条
第1号～第5号 (略)	第1号～第5号 (略)
第6号 保健衛生に関する業務 ・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次のI、IIに記載される業務であること。	第6号 保健衛生に関する業務 ・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次のI、IIに記載される業務であること。

<p>I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>⑥～⑪</u></p> <p>II (略)</p> <p>第7号～第8号 (略)</p> <p>留意事項 (略)</p>	<p>I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>⑥ 難病患者等居宅生活支援事業 (地方公共団体の委託を受けて実施するもの。)</u></p> <p><u>⑦～⑪</u></p> <p>II (略)</p> <p>第7号～第8号 (略)</p> <p>留意事項 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○「地域医療連携推進法人制度について」(平成29年2月17日医政発0217第16号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 制度内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域医療連携推進法人の業務等について</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医療連携推進目的事業財産について (法第70条の9・則第39条の17～第39条の20関係)</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。) 第18条の規定を準用し、地域医療連携推進法人は、医療連携推進目的事業財産については、医療連携推進<u>業務</u>に使用しなければならないこと。なお、医療連携推進業務以外の業務から生じた収益の50%は、医療連携推進目的事業財産とする必要があること。また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合には、公益認定法の規定を遵守する必要があり、公益目的事業財産及び公益目的取得財産残額に係る公益認定法の規定については、医療連携推進目的事業財産及び医療連携推進目的取得財産残額に係る医療法の規定に優先して適用されること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 制度内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域医療連携推進法人の業務等について</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医療連携推進目的事業財産について (法第70条の9・則第39条の17～第39条の20関係)</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。) 第18条の規定を準用し、地域医療連携推進法人は、医療連携推進目的事業財産については、医療連携推進<u>事業</u>に使用しなければならないこと。なお、医療連携推進業務以外の業務から生じた収益の50%は、医療連携推進目的事業財産とする必要があること。また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合には、公益認定法の規定を遵守する必要があり、公益目的事業財産及び公益目的取得財産残額に係る公益認定法の規定については、医療連携推進目的事業財産及び医療連携推進目的取得財産残額に係る医療法の規定に優先して適用されること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p>

3 地域医療連携推進法人の監督について

(1)～(4) (略)

(5) 地域医療連携推進法人の認定の取消しについて（法第 70 条の 21 関係） (略)

(6) 医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与について（法第 70 条の 22 関係）

医療連携推進認定を取り消した場合において、1 月以内に医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、認定都道府県知事等が当該金額に相当する額の金銭について、贈与を受ける旨の書面による契約が成立したものとみなすこと。

(7) 医療連携推進目的取得財産残額について（法第 70 条の 22 関係・則第 39 条の 28、第 39 条の 29 関係）

(6) における医療連携推進目的取得財産残額は、地域医療連携推進法人が取得した全ての医療連携推進目的事業財産から、医療連携推進認定を受けた日以後に医療連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡した医療連携推進目的事業財産を除外した残余の財産の価額の合計額から、医療連携推進認定を受けた日以後に医療連携推進事業に関する会計における収益の不足等により医療連携推進業務を継続することが困難な場合において、医療連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡した医療連携推進目的事業財産以外の財産及び同日以後に医療連携推進業務の実施に伴い負担した公租公課の合計額を控除して得た、法第 70 条の 14 において読み替えて準用する法第 51 条第 1 項の財産目録のうち医療連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額（その額が零を下回る場合にあつては、

3 地域医療連携推進法人の監督について

(1)～(4) (略)

(5) 地域医療連携推進法人の認定の取消しについて（法第 70 条の 21 関係） (略)

(6) 医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与について（法第 70 条の 22・則第 39 条の 29 関係）

医療連携推進認定を取り消した場合について、公益認定法第 30 条の規定を準用すること。認定都道府県知事等が、医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の金銭について受ける旨の、書面による契約が成立したものとみなすこと。

(新設)

零) とする。

(8) 公益認定を受けている場合の贈与等の特例について（則第 39 条の 30 関係）

地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合は、法第 70 条の 3 第 1 項第 18 号（医療連携推進認定取消し時の国等への贈与）及び第 19 号（清算時の残余財産の国等への帰属）の規定は、適用しないこと。

また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合において、当該地域医療連携推進法人が法第 70 条の 21 第 1 項又は第 2 項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合は、同条第 5 項から第 7 項まで及び法第 70 条の 22 の規定は、適用しないこと。

(9) 厚生労働大臣から認定都道府県知事に対する指示について（法第 70 条の 23 関係）

厚生労働大臣は、改善措置命令等の処分を行わないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、認定都道府県知事に対し、処分を行うべきことを指示することができること。

認定都道府県知事は、役員の解任の勧告等をするに当たっては、その相手方に対し、弁明する機会を与えなければならないこと。

4 (略)

(7) 公益認定を受けている場合の贈与等の特例について（則第 39 条の 30 関係）

地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合は、法第 70 条の 3 第 1 項第 18 号（医療連携推進認定取消し時の国等への贈与）及び第 19 号（清算時の残余財産の国等への帰属）の規定は、適用しないこと。

また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合において、当該地域医療連携推進法人が法第 70 条の 21 第 1 項又は第 2 項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合は、同条第 5 項から第 7 項まで及び法第 70 条の 22 の規定は、適用しないこと。

(8) 厚生労働大臣から認定都道府県知事に対する指示について（法第 70 条の 23 関係）

厚生労働大臣は、改善措置命令等の処分を行わないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、認定都道府県知事に対し、処分を行うべきことを指示することができること。

認定都道府県知事は、役員の解任の勧告等をするに当たっては、その相手方に対し、弁明する機会を与えなければならないこと。

4 (略)

別添5

○「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」(平成29年3月21日医政発0321第5号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1～25 (略)	1～25 (略)
<p>26 純資産増減計算内訳表について</p> <p>内訳表は、損益計算書の科目及び基金の増減並びに純資産の残高について、医療連携推進事業に関する会計（医療連携推進業務会計）、その他の事業に関する会計（その他業務会計）及び管理業務のうち医療連携推進業務会計又はその他業務会計に計上するもの以外のものに関する会計（法人会計）の3つに区分して表示する。</p> <p>医療法第70条の9の規定に留意し、医療連携推進目的事業財産の増減は、医療連携推進業務会計の区分に計上すること。</p> <p>【参考】 (医療法第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条の規定)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 前各号に掲げる財産を<u>運用し、支出し、又は処分</u>することにより取得した財産</p> <p>六 第五条第十九号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。）</p> <p>七 <u>前各号に掲げるもののほか、地域医療連携推進法人が保有する財産であって医療連携推進認定を受けた日以後に厚生労働省令※3で</u></p>	<p>26 純資産増減計算内訳表について</p> <p>内訳表は、損益計算書の科目及び基金の増減並びに純資産の残高について、医療連携推進事業に関する会計（医療連携推進業務会計）、その他の事業に関する会計（その他業務会計）及び管理業務のうち医療連携推進業務会計又はその他業務会計に計上するもの以外のものに関する会計（法人会計）の3つに区分して表示する。</p> <p>医療法第70条の9の規定に留意し、医療連携推進目的事業財産の増減は、医療連携推進業務会計の区分に計上すること。</p> <p>【参考】 (医療法第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条の規定)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 前各号に掲げる財産を<u>支出</u>することにより取得した財産</p> <p>六 第五条第十六号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。）</p> <p>七 <u>医療連携推進認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に厚生労働省令※3で定める方法により医療連携推進業務の用</u></p>

<p>定める方法により医療連携推進業務の用に供するものである旨を表示した財産</p> <p>※3：医療法施行規則第39条の19 法第70の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第7号に規定する厚生労働省令で定める方法は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細表において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する方法とする。</p> <p>2 繼続して医療連携推進業務の用に供するために保有している財産以外の財産については、前項の方法による表示をすることができない。</p> <p>八 (略)</p>	<p>に供するものである旨を表示した財産</p> <p>※3：医療法施行規則第39条の19 法第70の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第7号に規定する厚生労働省令で定める方法は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細表において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する方法とする。</p> <p>2 繼続して医療連携推進業務の用に供するために保有している財産以外の財産については、前項の方法による表示をすることができない。</p> <p>八 (略)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○「医療法人に関する情報の調査及び分析等について」（令和5年7月31日医政発0731第2号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 制度の内容</p> <p>I 医療法人による報告について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療法人が報告する事項について (法第69条の2第2項関係)</p> <p>1により医療法人に報告を求める経営情報等は、別紙に掲げる事項とし、医療法人は、毎会計年度の決算後に作成する損益計算書等を踏まえ、経営情報等を次のとおり区分し、それぞれの様式により都道府県知事に報告するものとすること。</p> <p>① 病院に係る報告事項 様式1</p> <p>② 診療所に係る報告事項 様式2</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 医療法人が報告する方法について (法第69条の2第2項関係)</p> <p>医療法人から都道府県知事への報告は、次の方法のいずれかにより行うこと。</p> <p>① 医療法人が<u>医療法人経営情報データベースシステム</u> (以下「<u>M C D B</u>」<u>とい</u>う。) から2の様式をダウンロードし、これに記入した上で、<u>M C D B</u>にアップロードすることにより報告する方法</p> <p>② <u>医療法人がM C D Bにおいて、W e b画面上の様式に直接情報を入力することで報告する方法</u></p> <p>③ <u>①又は②の方法による提出が難しい場合については、医療法人が法第51条第1項に規定する事業報告書等</u> (以下「<u>事業報告書等</u>」という。) の届</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 制度の内容</p> <p>I 医療法人による報告について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療法人が報告する事項について (法第69条の2第2項関係)</p> <p>1により医療法人に報告を求める経営情報等は、別紙に掲げる事項とし、医療法人は、毎会計年度の決算後に作成する損益計算書等を踏まえ、経営情報等を次のとおり区分し、それぞれの様式により都道府県知事に報告するものとすること。</p> <p>① 病院に係る報告事項 様式1</p> <p>② 診療所に係る報告事項 様式2</p> <p><u>なお、経過措置として、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの間に終了する会計年度に係る報告については、上記に代えて次の様式により報告することとして差し支えないこととすること。</u></p> <p>③ 病院に係る報告事項 様式1-2</p> <p>④ 診療所に係る報告事項 様式2-2</p> <p>3 医療法人が報告する方法について (法第69条の2第2項関係)</p> <p>医療法人から都道府県知事への報告は、次の方法のいずれかにより行うこと。</p> <p>① 医療法人が<u>医療機関等情報支援システム</u> (以下「<u>G-M I S</u>」という。) から2の様式をダウンロードし、これに記入した上で、<u>G-M I S</u>にアップロードすることにより報告する方法</p> <p>(新設)</p> <p>② ①の方法による提出が難しい場合については、医療法人が法第51条第1項に規定する事業報告書等 (以下「<u>事業報告書等</u>」という。) の届出と併</p>

出と併せて、2の様式を郵送等により書面で提出をする方法
なお、M C D Bから様式をダウンロードする手順、様式をアップロードする手順及びW e b画面上の様式に直接情報を入力する手順については、別途配布するマニュアル（医療法人用、都道府県用）を参照されたいこと。

4 (略)

II 都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供について
1～2 (略)

3 都道府県知事による情報の提供方法（法第69条の2第4項、第5項関係）
都道府県知事は、区域内に主たる事務所を有する医療法人から報告された経営情報等について、次の方法のいずれかにより厚生労働大臣に提供することとする。

ア M C D B

医療法人がM C D Bへのアップロード又はW e b画面上の様式への情報入力により報告を行った場合には、都道府県知事がこれを受理したことをもって厚生労働大臣に提供したものとみなすこと。

イ (略)

III～IV (略)

せて、2の様式を郵送等により書面で提出をする方法
なお、G－M I Sから様式をダウンロードする手順については、別途配布するマニュアル（医療法人用、自治体用）を参照されたいこと。

4 (略)

II 都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供について
1～2 (略)

3 都道府県知事による情報の提供方法（法第69条の2第4項、第5項関係）
都道府県知事は、区域内に主たる事務所を有する医療法人から報告された経営情報等について、次の方法のいずれかにより厚生労働大臣に提供することとする。

ア G－M I S

医療法人がG－M I Sへのアップロードにより報告を行った場合には、都道府県知事がこれを受理したことをもって厚生労働大臣に提供したものとみなすこと。

イ (略)

III～IV (略)